協議事項

川西市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画の策定について

川西市では、本市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、介護保険給付の円滑な実施を図るため、３年を一期とする「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできるまちづくりを計画的に推進しています。

この度、現行の第７期計画が最終年度を迎えることから、これまでの実績や高齢者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、来るべき本格的な少子高齢化社会に的確に対応すべく、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とする「川西市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（以下「本計画」という。)」を策定しようとするものです。

１．計画の概要

（１）計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

	高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画
根 拠	老人福祉法第２０条の８に規定する「市町村老人福祉計画」	介護保険法第１１７条に規定する「市町村介護保険事業計画」
内 容	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画で、本市では、高齢者のための保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにするものと位置づけている。 〇計画に定める主な事項 ・老人福祉事業の量の目標 ・目標量の確保のための方策 ・その他高齢者福祉サービス、高齢者の生きがいづくり、社会参加、権利擁護等に関する施策及び目標に関する事項	国が定める基本指針(※)に即して、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため、３年を一期として策定する計画 〇計画に定める主な事項 ・日常生活圏域の設定 ・各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み ・各年度における必要定員総数 （認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） ・各年度における地域支援事業の量の見込み ・介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標

(※)介護保険法第 116 条の規定により、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされている。

（２）関連する計画との関係

本計画は、川西市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「第５次川西市総合計画」を補完、具体化する「第５期川西市地域福祉計画」の高齢者福祉・介護に関する分野別計画に位置づけられるもので、同じく分野別計画である「川西市健幸まちづくり計画」、「川西市障がい者プラン」、「川西市子ども・子育て計画」及び「川西市子ども・若者育成支援計画」とも相互に調和と整合が図られるよう策定します。

また、「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」、「兵庫県地域医療構想」、「兵庫県保健医療計画」など、県の関連計画との整合性も踏まえて策定します。

２．計画策定のポイント

（１）介護保険制度の見直し

今後の高齢者の増加による介護サービス需要の増加・多様化や、現役世代の減少による担い手の減少を踏まえて、国では、地域共生社会の実現に向けた介護保険制度の見直しに関する議論が行われています。

①　改革の目指す方向

「地域共生社会の実現と２０４０年への備え」

・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり

・介護サービス需要のさらなる増加・多様化、現役世代(担い手)減少への対応

②　改革の三つの柱

項　目	取り組み内容
１.介護予防・地域づくりの推進（健康寿命の延伸）／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進	○通いの場の拡充等による介護予防の推進 ○地域支援事業等を活用した地域づくりの推進 ○認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進
２.地域包括ケアシステムの推進（地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント）	○地域特性等に応じた介護サービス基盤整備 ○質の高いケアマネジメントに向けた環境整備 ○在宅医療・介護連携の推進
３.介護現場の革新(人材確保・生産性の向上)	○新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策 ○高齢者の地域や介護現場での活躍促進 ○介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進

③　三つの柱を下支えする改革

・保険者機能の強化（保険者機能強化推進交付金の強化、ＰＤＣＡプロセスの推進）

・データ利活用のためのＩＣＴ基盤整備（システム面、制度面での環境整備）

・制度の持続可能性の確保のための見直し（給付と負担についての見直し）

（２）基本指針の見直し

基本指針は、厚生労働大臣が定める介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針で、市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割を果たしています。

現在、国では、介護保険制度の見直しに関する議論を踏まえ、基本指針の見直しが行われていますが、見直しにあたっての基本的な考え方として、次のような内容が提示されています。

項　目	計画に定める事項や留意事項等
１．２０２５・２０４０年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○２０２５（令和７）年・２０４０（令和２２）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえること ○基盤整備を検討する際には、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえること ○指定介護療養型医療施設の設置期限（２０２３年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について
２．地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて
３．介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	○一般介護予防事業の推進に関し「ＰＤＣＡサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組み（例：就労的活動等）について ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえること ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について ○在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえること ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標について（国が示す指標を参考に記載） ○ＰＤＣＡサイクルの推進にあたり、データの利活用の推進やそのための環境整備について
４．有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について ○サービス基盤整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案すること

項　目	計画に定める事項や留意事項等
５.認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進	○「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について、５つの柱（普及啓発の取り組みやチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等）に基づき記載 ○教育等他の分野との連携に関する事項について
６.地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化	○介護職員に加え介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について ○介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策について ○総合事業等の担い手確保に関する取り組み（例：ポイント制度や有償ボランティア等）について ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について ○文書負担軽減に向けた具体的な取り組みについて
７.災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について

３．計画策定のスケジュール

年	月	日	予　　定
令和２年	４月	16 日～30 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査
	５月		
	６月		
	７月		
	８月	５日 上旬～下旬 中旬	第１回介護保険運営協議会（書面開催） 現行計画進捗状況調査 関係団体等意向調査
	９月	上旬	第２回介護保険運営協議会 （現行計画進捗状況報告・第８期計画骨子等協議）
	10 月	下旬	第３回介護保険運営協議会（計画素案協議）
	11 月	上旬	第４回介護保険運営協議会（計画素案協議）
	12 月	中旬～	パブリックコメント実施（～１月中旬）
令和３年	１月	上旬	第５回介護保険運営協議会（介護保険料協議）
	２月	上旬 下旬～	第６回介護保険運営協議会（介護保険料協議） 市議会（介護保険条例改正案上程）
	３月	下旬	第７回介護保険運営協議会（第８期計画策定報告）